

THE JAPANESE ASSOCIATION, SINGAPORE
120 ADAM ROAD, SINGAPORE 289899
TEL: 6468 0066 / FAX: 6467 1430 (Front Office)

入会金分割払い申請書

お名前: _____

会社名: _____

就業パス/滞在ビザの種類: P2 / Q1 (就業ビザのコピーを添付してください) / 永住権

上記記述に虚偽のないことを表明し、入会金分割払い申請します。

.....
日付 _____ 署名 _____

正会員入会金の分割払い規約

- (1) 正会員入会金の分割払いは下記の範疇に属する者が申込みできるものとする。
所定の用紙に必要事項記入の上、理事会に申請するものとする。
 - (a) 非日本企業の従業員として、シンガポールに就業している 21 歳以上の日本国籍を有する者
尚、上記非日本企業とはこの場合日本人が設立、運営に関与していない企業をいう。
 - (b) 法人会員の従業員として、シンガポールに就業しているが、本邦派遣ではない 21 歳以上の日本国籍を有する者
但し、EntrePass、P1 雇用パス保有者は入会金分割払い制度を適用されない。
 - (c) 上記のいずれの会員の範疇にも属さないが、理事会が適当と認める 21 歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 入会金の分割払いが認められ入会した正会員は入会金を完納する前に退会する際には残額を一括して支払わなければならない。
- (3) 入会金の分割払いは月例会費と一緒に 25 ドルを 48 回に分けて支払うものとする。
- (4) 入会金の分割払いは GIRO 利用を条件とする。
- (5) 入会金の分割払いを滞納した会員は原則自動的に退会処分となる。
- (6) 入会金の分割払い制度は理事会の自由裁量でいつでも中止することができる。

OFFICE USE

<p>Membership Dept</p> <p>Member No: _____</p> <p>Data checked: _____</p> <p>Date received: _____</p>	<p>APPROVAL BY GENERAL COMMITTEE</p> <hr/> <p>DATE</p>	<p>Accounts Dept</p>
---	---	----------------------